

国際農業機械展 in 帯広



開催概要・出店規定

——— ご出店申込みの皆様へ ———

◎「国際農業機械展in帯広」と同時開催する「フードバレーとかち食彩祭」は、十勝の食と観光をテーマに地元食材を使用した多彩なメニューの提供、販売などを行います。

本書は、「フードバレーとかち食彩祭」のフードエリア(飲食、物販・PR)とイベントエリア(キッチンカー)の公募枠出店案内となります。

◎出店規定には出店料ほか審査基準項目や水道・火気の取扱いなど重要事項を記載しておりますので、必ず熟読ください。



「国際農業機械展 in 帯広」は、わが国有数の食料供給基地である十勝において、4年に一度開催されています。この農業機械展の協賛事業として、十勝で生産される安全・安心な農畜産物や美しい景観など、十勝の魅力を世界に向けて発信する食のイベントが「フードバレーとかち食彩祭2023」です。

本イベントは、十勝の大地の恵みや食文化を様々な表現し、来場される多くの方へ十勝ブランドの価値を発信することで、地域振興を図ることを目的とします。

今日の農業は、「スマート農業」による農業の発展や、「規格外野菜の活用」による食品ロス削減など、私たちの未来につながるキーワードにあふれ、持続的な発展を指標するSDGsへの貢献も期待されていることから、国際農業機械展は「農業新時代」へ今をつないでいくイベントであると考えています。

本イベントを通じて、十勝の食材や食文化の価値を広く伝える場を創出することで、ここ十勝・帯広が、食や農業の未来をつくる力を持っていることを伝えていきます。



国際農業機械展in帯広「フードバレーとかち食彩祭2018」の様子

開催概要

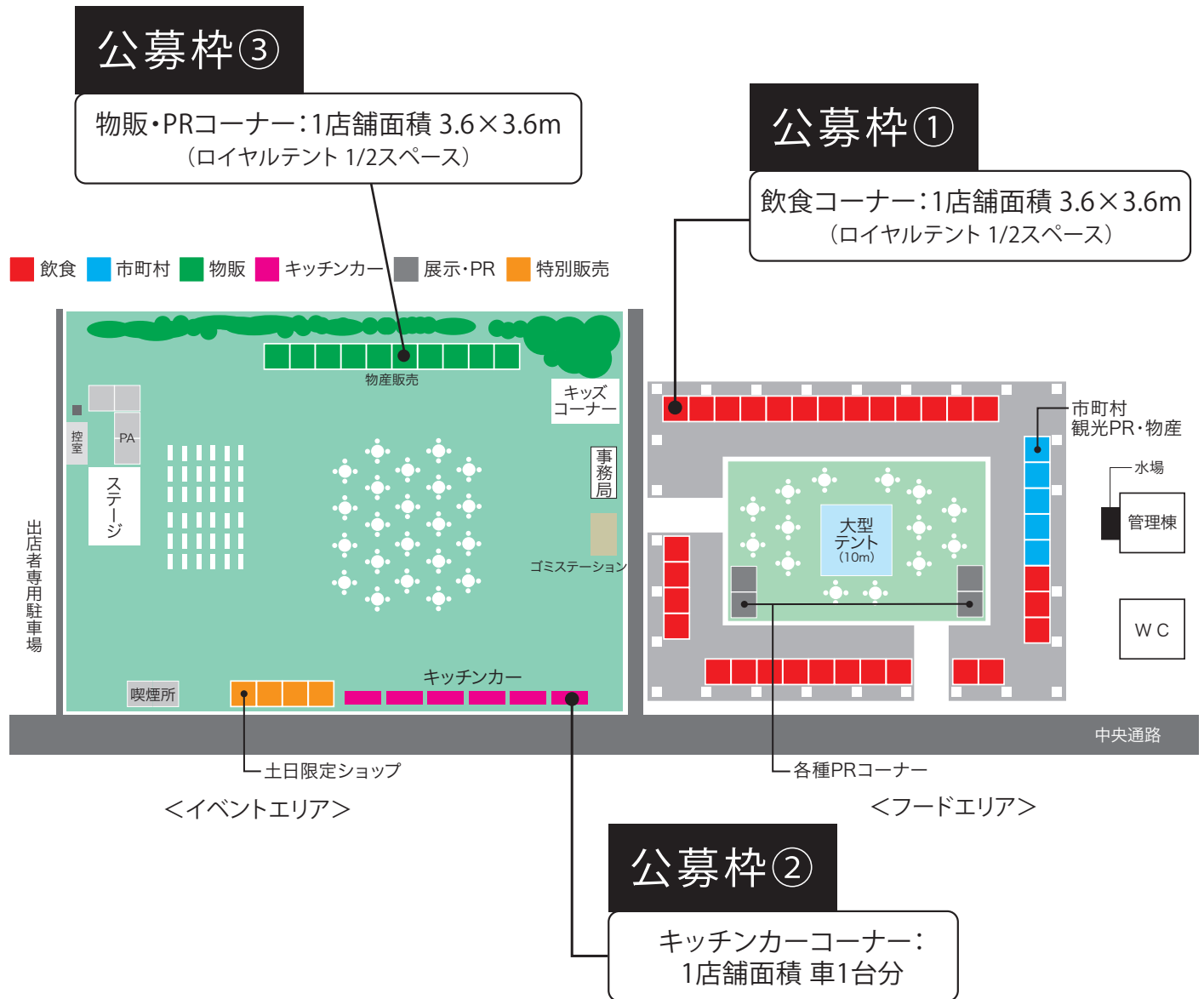
国際農業機械展 in 帯広
「フードバレーとたち食彩祭2023」

- ◆名称 フードバレーとたち食彩祭2023
- ◆開催日程 2023年7月6日(木)～10日(月) 5日間
10時～16時(最終日は15時まで)
- ◆会場 北愛国交流広場 特設会場(帯広市愛国町10番1)
- ◆主催 とたち食彩祭実行委員会
- ◆事業内容
 - 1. 食彩イベント
 - ① 十勝産食材を使用した飲食コーナー (最大 30 店舗)
 - ② 食を未来につなぐ高校生チャレンジショップ
 - ③ 「十勝ひとりぼっち」カレーショップ
 - 2. ステージイベント
 - ① 十勝農業の未来について語るステージ
 - ② 「酪農愛」トークステージ
 - ③ 高校生による意見発表ステージ
 - ④ 十勝の郷土芸能・アイヌ文化の紹介ステージ
 - ⑤ 北海道・十勝に縁のある若手ミュージシャンによるステージ
 - 3. 食と農業に関するイベント
 - ① キッズ体験&フォトスポットコーナー
 - ② こども新聞～アグリキッズ編～
 - 4. 観光PRコーナー
 - ① 観光 PR コーナー
 - ② 十勝管内物産販売コーナー
 - ③ 和牛オリンピック PR コーナー
 - 5. 広報・宣伝
新聞、フリーマガジン、ラジオ、ケーブルテレビ、
WEB& SNS、農業専門紙の発行など各種メディアを活用した周知

会場図

国際農業機械展 in 帯広
「フードバレーとかち食彩祭2023」

イベントエリアとフードエリアの2つのエリア構成。
フードエリアには十勝食材にこだわった
飲食店30店舗(最大)と十勝の観光などをPRするコーナーを設ける。



01 / 出店分類

① 飲食コーナー（市町村／一般）（屋根付き）

その場で調理し、すぐに提供できるもの。または調理されたもの。

（例：串物、丼物、パスタ、炒め物、ピザ、唐揚げ、バーガー類、麺類、アイスクリーム等）

② キッチンカーコーナー（屋根なし）

キッチンカー内で調理し、すぐに提供できるもの。または調理されたもの。

（例：串物、丼物、パスタ、炒め物、ピザ、唐揚げ、バーガー類、麺類、アイスクリーム等）

③ 物販・PRコーナー（屋根なし）

みやげ物・加工商品など、持ち帰りを前提として販売し、その場で食べることを目的としないもので、パッケージングされているもの。（例：チーズ、パン、スイーツ類、野菜、加工品、おもちゃ等）

※上記いずれかの判断が明確につかないものは、出店内容に基づき、主催者でエリアを決定します。

02 / 出店者の条件

本イベントは、約20万人に及ぶ来場者に、十勝産食材と農業の素晴らしさを発信する場です。出店者が出品する商品は、主たる原材料（メニュー構成を決定する原材料）が十勝産であることや農業に関連することを基準といたします。※ソフトドリンク、アルコール飲料は除きます。

出店申込みの後、以下の条件に基づいて、出店の可否を主催者が審査し、選考します。

選考の内容については非公表としますので予めご了承ください。

（注意）出店申込書は必要事項を漏れなく記入ください。記入漏れのある申込書は受付できません。

【出店条件】

① **「飲食店」／十勝管内に店舗等を有し、十勝産の農畜産物、海産物を主たる原材料とした料理及び加工食品などを提供・販売する事業者であること。メニュー及び商品数は8つまでとします。※味・トッピングだけの違うメニューは1つとしてカウントします。※ソフトドリンク、アルコール飲料はまとめて1つとします。**

「飲食店以外」／十勝管内に店舗等を有し、開催趣旨である「食や農業の魅力発信」に相応しい物販及びPRをする事業者であること。

② 衛生・防火管理など主催者が設けたルールに基づき、運営を行う事業者であること。

③ おもてなしの気持ちを大切に、清潔でさわやかな印象を与える事業者であること。

<努力目標>

① 「規格外野菜」を有効活用し、作り過ぎや食べ残し、売れ残りなどの理由で食品を捨ててしまう「フードロス」にならないよう取り組むこと。また啓発するPOP等の掲示に協力すること。

② 農業とSDG s の観点から、環境に優しい容器・包装の使用などに配慮すること。

（出店が認められない例）

◎主たる原材料が十勝の農畜産物、海産物ではない料理・加工品など、出店条件を満たさない商品を販売する場合。

◎普段から販売等の店舗等を有さずに物販・飲食の販売を行っている場合。（ただし、市町村、農業者など一次産業従事者、加工業者、団体、学校及び協賛企業などはこの例ではありません）

◎過去の出店において、出店規定に従わないなどの不適切な対応があった場合。

03 / 出店料

- ① 飲食コーナー（市町村／一般）……85,000円／ 3.6×3.6m(ロイヤルテント1/2スペース)1コマ
テント、看板、会議用机2本、電源(規定容量あり)含む
- ② キッチンカーコーナー…………… 65,000円／ 1台。複数台は不可。
- ③ 物販・PRコーナー…………… 85,000円／ 3.6×3.6m(ロイヤルテント1/2スペース)最大2コマまで
テント、看板、会議用机2本、電源(規定容量あり)含む

※電源は出店申込書にて電力使用の申請がある場合のみ設備します。

※使用予定の電気容量が100V・1.5KWを超える場合、

またはボルト数が100V以外の場合は、別途追加料を徴収します。(次項目参照)

※テーブル・椅子の追加を希望される場合は、別途料金をご負担いただきます。(次項目参照)

04 / 追加備品

① 電気容量の追加料

事前にお申込みいただく電気容量が、100V・1.5KWを超える場合、または100V以外の電圧を使用する場合は、下記の追加料を徴収します。

② 備品の追加使用料

追加でテーブル・パイプ椅子を使用する場合は
下記の追加料を徴収します。

- ・テーブル(1800mm×450mm) 1台…1,500円
- ・パイプ椅子1脚……………600円

電圧	電気容量	追加料金	電圧	電気容量	追加料金
100V	~1.5kw	0円	200V	~1.5kw	3,000円
	~2.5kw	3,000円		~2.5kw	6,000円
	~3.5kw	6,000円		~3.5kw	9,000円
	~4.5kw	9,000円		~4.5kw	12,000円
	~5.5kw	12,000円		~5.5kw	15,000円
	5.6kw~	15,000円		5.6kw~	18,000円

05 / 飲料の取扱い

持ち帰りを前提とした環境に優しい販売形態(瓶・缶・紙パック・ペットボトル等の完全パッケージ商品)かつ、常温販売を推奨します。

生ビールの販売はカップなどに注いでから提供してください。価格は14オンス(約420ml)で500円で統一します。酒類をビンや缶に入った状態のまま販売する場合は、期限付酒類小売業免許を取得する必要があります。

06 / 搬入・搬出時間

◆搬入時間 7月5日(水)13時~18時 / (開幕後)7月6日(木)~10日(月) 各日 8時~9時30分

◆搬出時間 7月10日(月)16時~19時 / (開幕後)7月6日(木)~10日(月) 各日16時~18時

※時間は厳守をお願いします。会期中、終了時間前に商品が売り切れたとしても、撤収作業は行えません。商品が売り切れてしまった場合は、補充または「売り切れ」と表記するなど対応を行ってください。

商品の補充時の会場への車の乗り入れは禁止いたします。

※出店者の専用駐車場については「出店者説明会」にて説明いたします。

①各種届出

保健所申請（臨時営業許可証等）は各出店者で行ってください。すでに固定店舗の飲食店営業等の許可を取得済みの方が出店する場合も、別途臨時営業許可が必要になります。

また、保健所許可証については、当日テント内に必ず提示してください。なお、許可証の写しを6月30日（金）までに主催者にFAXまたは郵送にてお送りください。事前に確認ができない場合、出店をお断りします。

②衛生・安全確保や保険加入等による食中毒等に対する対策

出店者が販売・試食等を行うものについて、主催者は一切の責任を負いません。また、出店者が用意・設置した器具備品等により人または物に損害を与えた場合も、それらを設置した各出店者に責任を負っていただきますので、事故等の防止に細心の注意を払ってください。併せて、生産物賠償責任保険など必要な保険に加入し、証書のコピーを提出いただきます。

③上下水道

会場内管理棟の水場を利用してください。水道水は飲料用として使用可能です。また、油類を排水溝へ流すことは厳禁とします。ただし、器具等の洗浄による洗剤の使用のみは可能です。排水の際には必ず残飯を取り除き水のみを流してください。残飯を取り除くために必要なザル等は各出店者で準備ください。上記を守らず設備を詰まらせた場合などに係る洗浄、破損・故障修理などの責任は各出店者にあります。

④火気の取り扱い、各種養生及びテントの破損・損傷等

火気（ガスコンロ・炭・電気器具）の使用にあたりましては、テント等の燃えやすいものと一定の距離を確保いただくか、耐火ボードで囲ってください。さらに、引火物とは必要な距離を空けるなど火災事故の発生に細心の注意を払ってください。

火気を使用する出店者は、消火器の設置・ガス漏れ予防・プロパンガスボンベの設置場所、設置方法に細心の注意を払ってください。

取扱い器具備品の設置につきましても、テントに擦れや破れが生じないように、テントを踏みつけての設置などがないよう一定の距離を確保してください。万が一、テントに破損・損傷があった場合は、修理費用の全額を負担いただきます。また、油や炭などを使用し、床面やテント幕を汚す恐れのある場合は、コンパネ等（引火の恐れがある場合は不燃材）で床面やテント幕を養生し、汚さないよう細心の注意を払ってください。床面やテント幕が汚れた場合は速やかに清掃し、原状復帰をお願いします。なお、清掃に係る費用は、各出店者に全額を負担いただきます。なお、床面が汚れた場合で、特別清掃が必要な場合や、テント幕等の主催者が用意・設置した備品の清掃・修繕・交換が必要になった場合は、費用の全額を負担いただきます。

⑤電力の使用

送電は届出いただいた必要電気容量に基づき、主催者設置の発電機にて行いますので、出店コーナーでの発電機の持込やそれらの作動に係るガソリン等の貯蔵は行わないでください。なお、出店申込みで届けた器具・備品のうち電力を使用するものについて、届出のあるもの以外の使用は厳禁とします。

届出のないものの使用、あるいは届出のものと同様の器具備品であっても届出の電気容量を超えるものを使用したことによって会場内の円滑な送電に支障をきたした場合は、その器具備品の使用を中止いただきますので、ご注意ください。なお、届出と相違する器具備品の設置・使用により発生する主催者用意・設置の備品の破損・故障や人への損害などの損害補償は各出店者に責任を負っていただきます。

⑥飲食コーナーの割り当て

主催者が決定することとし、出店者はこれに従うものとします。

⑦出店期間及び常駐義務

出店者は主催者が認めた場合を除き、開催期間及び開催時間の間、自らの出店コーナーに常駐するものとします。万が一、商品が売り切れた場合についても、自コーナー内に常駐し、「売り切れ」の表記を記すなど対応をするものとします。

⑧商品・物品の管理について

会場にはストックヤードがありませんので、商品等は出店者で保管・管理を行うものとします。夜間は商品、食材等を会場内出店コーナーに残さないようお願いします。また、テント裏のスペースをバックヤードとして利用することは認めません。機材や商品等は出店のテントからはみ出さないよう管理するものとし、テントからはみ出しての調理も認めません。併せて、炭等の使用により隣接する出店者の迷惑となるようなことが無いようお願いします。主催者で夜間警備員を配置しますが商品・食品の解凍等による劣化、物品等の盗難等には一切責任を負いません。

⑨ゴミ処理

テント内で排出されるゴミは各出店者にて処理いただきます。来場者が排出したゴミは会場内のゴミステーションを使用し、主催者側で処理します。

⑩売上報告について

売上金額については、後日報告をしていただきます。

⑪主催者で準備する備品

・各出店者共通(1コマごと)／テーブル2本、店舗看板、電源2口(100V・1.5KWまで)

※電源は出店申込書にて電力使用の申請がある場合のみ設備します。

※事前にお申込みいただく電気容量において、100V・1.5KWを超える場合、または100V以外の電圧を使用する場合は、出店者より追加料を徴収し、主催者側にて電源を用意します。

※追加備品については、事前に申込みいただいている出店者には、テーブル(有料)、パイプ椅子(有料)を別途用意します。なお、数に限りがあるものもありますので、ご希望にお答えできない場合もありますことを予めご了承ください。

⑫必要物品

出店に必要な器具備品・物品については出店者が用意・設置ください。なお、主催者においてもレンタル業者の紹介を行います。

⑬テント内に必ず設置いただくもの

◎消火器(火気を扱う出店者は帯広市の条例で設置が義務付けされています)

※お客様への配慮として、腐食や錆のないものをご用意ください。

※電気を熱源とする器具も全て火気に該当します。

※ホットウォーマーも火気に該当します。

◎保健所臨時営業許可証(保健所申請が必要な出店内容の出店者)

◎手洗い設備(ポリタンク等)

◎ゴミ箱(出店者のテント内で排出されるゴミ用)

⑭列整理

会場内混雑時の店舗前の列整理は各出店者でお願いします。

⑮出店者看板、メニュー表、販促備品

出店者看板は全出店者分を主催者で製作・設置します。メニュー POP等は各出店者にてご用意ください。各メニューには主たる原材料(主たる原材料の生産地)の記載等をしてください。

なお、POP等を出店者看板に貼りつけることは厳禁とします。また、幟の設置位置については、テント上部に設置する店舗看板より下の位置に設置のみを認めますが、隣のブースの迷惑にならないよう隣同士で確認・了承のうえ設置してください。

なお、(テントから離して設置するなど)通行の妨げとなるような位置での設置は認めません。また、各店にて設置する、幟及びPOPなどが倒れることにより来場者や他店、主催者の用意する設備・備品に損害を与えた場合は、それらを設置した出店者に責任を負っていただきますので、設置に際しては細心の注意を払ってください。

出店規定（申し込み・審査）

国際農業機械展 in 帯広
「フードバレーとかち食彩祭2023」

⑯出店申し込み

「国際農業機械展in帯広」ホームページより、出店申込書をダウンロードし、下記宛てにお申し込みください。申し込み締め切りは、2023年5月26日（金）必着です。

お問い合わせ／「フードバレーとかち食彩祭2023」運営受託事業者
十勝毎日新聞社 営業局 事業部
TEL.0155-22-7555 (担当:菊地・三浦)

国際農業機械展in帯広
ホームページ

<http://iams-obihiro.com/>

《申し込み宛先》

fax 0155-22-1077

e-mail kikuchi-kenichi@kachimai.co.jp

郵送 〒080-0801 帯広市東1条南8丁目2 営業局「食彩祭」係

《申し込み以降の流れ》

出店申し込み開始	5月 2日(火)
〃 締切	5月26日(金)
審査結果発表	6月 5日(月)
出店者説明会	6月 13日(火)・14日(水)
出店料ほか誓約書等書類提出締切	6月23日(金)
搬入	7月 5日(水)

⑰審査結果の発表

出店の可否は6月5日（月）までに主催者から出店者に郵送にてご連絡いたします。
なお、結果発表後に出店者説明会を6月13日（火）・14日（水）にて開催する予定です。
説明会の開催場所・時間等につきましては、結果発表時に出店者にお伝えいたします。
また、出店者には誓約書とイベント当日の販売者名簿などをご提出いただきます。

⑱出店料の請求

出店者ごとに出店料等を確定した後、主催者より請求書を発行します。
6月23日（金）までに前納ください。
なお、出店料の前納がない場合、出店をお断りいたします。